# 第3回 邑楽町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年9月8日(金)午後2時00分~2時15分
- 2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
- 3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 髙田 洋子
  - 5番 齋藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
- 4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2議案

議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3報告

報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届 出について

6. 会議の概要

会長 (横山)

それでは只今より、第3回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。

事務局長(吉田)

只今の出席委員数は、10名でございます。

会長 (横山)

事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 在任委員の過半数が出席しております。よって、第3回邑 楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。

## <会長挨拶>

これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番中野文子委員、同じく4番髙田洋子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。

次に議事日程第2、議案第8号、農地法第5条第1項の 規定による許可申請についてを議題といたします。1番に ついて事務局より説明願います。

事務局(國府田)

議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請 についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規 定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。 令和5年9月8日、邑楽町農業委員会長、横山正行。

番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。

会長 (横山)

事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。

6番(横山)

6番横山です。9月1日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は東部小泉線篠塚駅から北西に150メートルくらいのところに位置しており、公共施設至近距離区域内農地にあり第3種農地として判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

## 会長 (横山)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案の通り可決し、許可相当 という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたし ましたす。

続きまして議事日程第3、報告第2号農地法第5条第1 項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より 説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第 1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告し ます。令和5年9月8日、邑楽町農業委員会長、横山正 行。

こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については5ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

#### 会長 (横山)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第3回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和5年9月8日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 中野 文子

委員 髙田 洋子